

令和5年度第2回

富士見市史跡水子貝塚保存整備委員会

議事録

日 時	令和5年11月6日（月）	開会	午後1時00分			
		閉会	午後4時00分			
場 所	富士見市立水子貝塚資料館					
出席者	委 員	阿部委員	岩村委員	佐々木委員	大島委員	佐々木委員
			○		○	○
		井上委員	鈴木委員	古澤委員		
		○	○	○		
	オブザーバー					
事務局	水子貝塚資料館 和田、堀、齊藤					
公開・非公開	公開（傍聴者なし）					
議 題	<ul style="list-style-type: none"> 1 開会 2 議題 <ul style="list-style-type: none"> (1) 史跡水子貝塚整備基本計画について (2) その他 3 その他 4 閉会 					

議 事 内 容

1 開会

2 議題

(1) 史跡水子貝塚整備基本計画について

委員長 事務局から説明を求める。

事務局 (資料に基づき説明)

委員長 質疑等があれば伺いたい。

委員 園銘板の設置や説明広場のピラミッド型の解説板は良いと思う。解説内容は対象年齢をどのくらいに想定しているのか。

事務局 中学生くらいから理解できる内容としたい。展示館の解説映像も刷新し、デジタルブースも設置する予定なので、それらとあわせて小学生から理解できるようになればと考えている。

委員 展示館の解説は文字パネルとデジタルコンテンツの割合はどの程度を想定しているのか。スマートフォンのみの解説という場合もあるか。

事務局 多言語対応も含め併用を想定している。解説文は最小限度として詳細はスマートフォンから情報を得るという方法もある。

委員 解説文は、表記をやさしくし文字も大きく絵も加えるなど、子どもにも理解できるようなものにしてほしい。

委員 竪穴住居跡の活用について詳しく説明してほしい。

事務局 完全に発掘した状態の竪穴住居跡の中に市民が他の遺跡から出土した分析済の貝を散布する。時々資料館友の会土器づくり部会の製作した土器片を混ぜる。それを繰り返すことで貝塚が形成される。時間が経つと自然に埋没するので、それを体験発掘に利用する計画である。

委員 貝塚表示は現状のままなのか。

事務局 人が乗っても安全で頑丈な素材となると、現状以上のものがない。貝塚の位置を表示していることがわかりにくいとの意見もあることから、園内解説板やVR・ARなどで説明等を工夫する必要があることは承知している。

委員 縄文の森について、縄文時代の植生を完全に復元することは不可能である。公園の現状の樹木をどう活用するのが課題と思う。

事務局 現状の樹木は可能な限り生かし、縄文時代に生育していた樹木と活用できるものを選定して残し、管理上支障のあるものは伐採する方針である。高木は萌芽更新など計画的に管理する。

委員 学習広場の屋根は必要である。外での体験活動の幅が広がる。

事務局 設置する方針である。

委員 スマートフォンでアプリを開くと、縄文人と写真が撮れる、現地の風景とリンクして縄文人の衣服を着ることができるなどデジタル技術を導入できるとよい。

事務局 費用面などの課題があるが、可能であれば導入を検討する。

委員 復元住居の屋根の修理は、まとめて一回ではなく、一年に一棟くらいのペースで実施して市民が体験できるイベントにできないか。

事務局 屋根の修理は、痛みの著しい箇所新しい茅を追加する「差し茅」という方法で実施する。日常的なメンテナンスの際に市民が参加

- 委員 できることも検討する。
- 事務局 園路の改修計画はないのか。
- 委員 亀裂や浮きなど損傷が目立つ部分は補修する計画である。
- 委員 ウォーキングやランニングをする市民のために足に負担のかからない素材の導入を検討してはどうか。たとえば樹木間の小道にチップをまくという案はどうか。
- 事務局 以前試したことがあるが、すぐに腐食し、なくなってしまったことから有効な方策ではないと判断している。
- 委員 展望台は再建しない方針であるが、貝塚が環状に分布していることがわかるように眺望できるモニターなどの設置はできないか。
- 事務局 検討する。
- 委員 整備テーマのランドスケープという単語はあまりなじみがないが、調べると「都市や公園、広場における空間のデザイン」という意味と「日常生活において風景や景色を構成する諸要素。ある土地における資源、環境、歴史などの要素が構築する政治的、経済的、社会的シンボルや空間」という意味がある。往時の姿を再現した水子貝塚を表すのにふさわしい言葉である。
- 委員 この土地に縄文人が集まり、村をつくり、貝塚を残した要因は、生活に適した森や海、水などの風景にある。縄文海進期というのも水子貝塚の時期を端的に示しておりよいのではないか。

(2) その他
とくになし